# 第３８回高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会会議録

日時：令和８年２月１３日（金曜日）午後６時から午後８時まで
場所：東京都心身障害者福祉センター研修室（ＷＥＢ開催）

○和田課長　定刻になりましたので、第３８回高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会を開催させていただきます。

私は、東京都心身障害者福祉センター地域支援課長の和田でございます。私の声が聞こえましたら、皆様、手を挙げていただけますでしょうか。ありがとうございます。

この会議は、参考資料１、連携調整委員会設置要領の第９に会議の公開に関する規定がございます。本日は、特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会から２名の傍聴がございます。また、個人情報の保護等、特に非公開とする必要がある場合を除き、後日、当センターホームページにて資料及び議事録の公開を行いますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会に先立ちまして、東京都心身障害者福祉センター所長の玉岡よりご挨拶申し上げます。

○玉岡所長　皆様、こんばんは。東京都心身障害者福祉センター所長の玉岡でございます。本日は、年度末のお忙しい中、高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本委員会は、東京都における高次脳機能障害支援普及事業を進めるため、区市町村関係機関との地域支援ネットワークの充実を図ることを目的として、高次脳機能障害のある方に対する支援の取組を普及啓発する支援拠点機関である当センターに、平成１８年１１月に設置して以来、今回で３８回目の開催となります。

本日は、支援拠点機関から高次脳機能障害支援普及事業の今年度の実施状況の報告と、福祉局精神保健医療課及び当センターから来年度の実施予定についてご報告いたします。また、会議の後半では、昨年１２月２４日に公布されました高次脳機能障害者支援法について情報提供させていただきます。加えて、委員の皆様から区市町村で展開されている支援促進事業の取組や普及啓発、ネットワークづくり等について、その中で課題とされていることに関し、ご意見を賜れれば幸いです。

皆様からいただいた貴重なご意見等を、支援拠点機関としての今後の事業展開、地域の相談体制づくりに活かしていきたいと考えておりますので、積極的なご発言をお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たって挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○和田課長　では、議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。次第をご参考

にご確認ください。資料１から５、参考資料は１から４。そのほか今井委員からの提出資料が４種類となっております。よろしいでしょうか。

それでは、次に委員紹介をいたします。資料１、委員名簿順に上からお名前をお呼びいたしますので、一言お願いいたします。

一般社団法人戸田中央メディカルケアグループ本部リハビリテーション医療特別顧問、座長をしていただいております渡邉修委員。

○渡邉座長　渡邉でございます。本日、よろしくお願いいたします。

○和田課長　ありがとうございます。

地方独立行政法人東京都立病院機構東京都立荏原病院リハビリテーション科部長、副座長の尾花正義委員でございます。尾花委員、いらっしゃいますでしょうか。それでは、尾花委員は後ほどご挨拶いただきます。

続きまして、慶應義塾大学医学部リハビリテーション医学教室教授、辻哲也委員でございます。

○辻委員　慶應の辻でございます。よろしくお願いいたします。

○和田課長　ありがとうございます。

続きまして、東京都リハビリテーション病院院長補佐、堀田富士子委員です。

○堀田委員　堀田です。どうぞよろしくお願いします。

○和田課長　ありがとうございます。

医療法人財団利定会大久野病院理事長、進藤晃委員です。

○進藤委員　大久野病院の進藤です。よろしくお願いいたします。

○和田課長　公益社団法人東京都医師会理事、西田伸一委員。

○西田委員　西田です。よろしくお願いします。何かカメラがうまく作動しないので調整します。

○和田課長　ありがとうございます。

中部総合精神保健福祉センター副所長、菅原誠委員。菅原委員、いらっしゃいますか。

○菅原委員　聞こえますでしょうか。中部総合精神保健福祉センターの菅原と申します。よろしくお願いいたします。

○和田課長　教育庁指導部特別支援教育指導課課長、中村大介委員は、公務のため本日ご欠席とご連絡いただいております。
　続きまして、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部東京障害者職業センター主幹障害者職業カウンセラー、高椋恵里委員です。

○高椋委員　高椋です。どうぞよろしくお願いします。

○和田課長　足立区障がい福祉センターあしすと所長の高橋徹委員は、本日公務のためご欠席になるとご連絡をいただいております。
　続きまして、公益財団法人世田谷区保健センター専門相談課課長太田一郎委員です。

○太田委員　世田谷区保健センターの太田でございます。よろしくお願いいたします。

○和田課長　社会福祉法人調布市社会福祉協議会地域生活支援課長、田村敦史委員です。

○田村委員　皆さん、こんばんは。調布市社会福祉協議会の田村です。本日はよろしくお願いいたします。

○和田課長　東京高次脳機能障害者支援ホーム施設長、相良宏司委員です。

○相良委員　HiBDy.Tokyoの相良です。よろしくお願いします。

○和田課長　板橋区福祉部障がい政策課長、佐久本佳子委員は、本日公務のためご欠席と連絡いただいております。
　続きまして、青梅市健康福祉部障がい者福祉課長、北村和寛委員です。

○北村委員　青梅市健康福祉部障がい者福祉課長の北村と申します。前回は欠席してしまって申し訳ございません。本日はよろしくお願いいたします。

○和田課長　最後に、特定非営利活動法人東京高次脳機能障害協議会理事長、今井雅子委員です。

○今井委員　ＴＫＫ理事長をやっております今井です。よろしくお願いします。

○和田課長
　それでは、続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。
　福祉局障害者施策推進部精神保健医療課、永谷課長代理です。

○永谷課長代理　精神保健医療課、永谷でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長　福祉局心身障害者福祉センター地域支援課、守矢課長代理。

○守矢課長代理　心身障害者福祉センター高次脳機能障害者支援担当の守矢です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○和田課長　同じく村尾主任です。

○村尾主任　村尾です。よろしくお願いいたします。

○和田課長　最後に、本日はオブザーバーとして、保健医療局医療政策部医療政策課、渡邉課長代理が出席しております。

○渡邉課長代理　保健医療局、渡邉です。よろしくお願いいたします。

○和田課長　本日は記録のため、事務局では本委員会の録音と録画を撮らせていただきます。ご了承のほどお願いいたします。また、東京都の福祉局広報に今回の委員会の様子をご報告させていただきます。併せてご了承ください。なお、事務局以外の方は録音、録画を行わないよう、よろしくお願いいたします。
　会議中はビデオをオンにし、発言の際にはミュートを外して、お名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。ご意見やご質問がある場合には、手を挙げていただきますようお願いいたします。
　それでは、これからの議事につきましては、座長の渡邉委員にお願いいたします。よろしくお願いします。

○渡邉座長　渡邉でございます。本日お疲れのところ、参加いただきましてありがとうございます。今日の委員会は８時までを予定させていただいております。次第に書いてありますように、４つの議題があります。１つ目は今年度の事業報告、２つ目は来年度の予定、そし

て、３つ目は支援法の話、そして、その他と、４つですね。これについてお話をさせていただきますが、その都度、どうぞ今日お集まりの委員の方、ご意見、感想をいただきたいと思います。

さて、それでは、早速話をさせていただきましょう。まず、和田課長からでしょうか。

○和田課長　それでは、令和７年度の高次脳機能障害支援普及事業の実施状況についてご報告させていただきます。

資料の２－１をご覧ください。相談支援、支援ネットワーク構築、人材育成・広報普及啓発、社会生活評価プログラム、就労支援を計画どおり実施してまいりました。詳細については、後ほど報告をさせていただきます。

まず、１の相談支援でございます。専用電話相談は、都民、地域機関などからの相談に対応いたしました。相談実績については後ほどご報告いたします。

２の支援ネットワーク構築に関しましては、相談支援体制連携調整委員会ということで、本日、今年度２回目の開催となっております。第１回は７月に開催をいたしました。

地域の支援ネットワーク構築支援につきましては、専門的リハビリテーションの充実事業について、圏域の連絡会への参加などを通して、企画運営などに協力してまいりました。また、圏域相互の情報交換の場として、圏域情報交換会を１１月に、全１２圏域での医療機関が参加し、各圏域の取組について報告していただくとともに、活動内容や課題等について意見交換を行いました。市町村への支援につきましては、相談事業をはじめ連絡会などにも協力してまいりました。また、区市町村支援促進事業の未実施区との意見交換を行いました。

区市町村支援員連絡会ですけれども、例年同様、区市町村支援促進事業を実施する区市町村や相談支援員を対象とした支援員連絡会を、第１回をウェブで、第２回を集合形式で開催いたしました。

関東甲信越ブロック・東京ブロック合同会議につきましては、１１月に各都県の課題等について意見交換を行いました。内容については、後ほど参考資料３をご覧いただければと思います。

３番目の人材育成・広報普及啓発についてです。相談支援研修会は、第１回基礎編については講師を渡邉座長にお願いし、７月に実施いたしました。第２回の相談支援研修会は、当事者の方々と支援者にご登壇いただき、１０月に集合形式で実施いたしました。地域における研修等への講師派遣は、今年度８件行いました。

広報普及啓発では、まず、小児関係での分野で、昨年度より教育センター主催の教職員の方の研修会において、小児の高次脳機能障害リーフレットを配布させていただいており、今年度も約３，５００枚を配布いたしました。また、今年度より研修会前の事務連絡時に小児のリーフレットの案内をさせていただく機会もつくっていただきました。さらに、小児の高次脳機能障害の研修会は、昨年８月に動画配信により開催いたしました。小中学校や特別支援学校への開催の周知、小児のリーフレット配布や案内などに関しましては、本日ご欠席で

はございますが、中村委員に多大なご協力をいただいたところであります。本当にありがとうございます。内容につきましては、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

加えて、本年度は「高次脳機能障害者地域支援ハンドブック」の冊子を増刷しております。

最後に、４の社会生活評価プログラム、５の就労支援に関しましても、後ほどご報告をさせていただきたいと思います。

では、守矢課長代理と村尾主任のほうから詳細のご報告をお願いします。

○守矢課長代理　それでは、高次脳担当、守矢のほうから、資料２－２から説明をさせていただきたいと思います。

こちらは高次脳機能障害の相談窓口への相談実績となっております。令和７年の１月までの分を掲載させていただいております。

一番上の表をご覧ください。１月までの実績として、合計で３２５件、そのうち新規が２１３件、継続相談が１１２件となっております。その下の表の相談受付件数の右側の四角囲みをご覧になっていただければと思います。新規相談は９．７％減、継続相談は２５．３％減となっておりまして、昨年度の１月までよりも相談件数としては低くなっております。月によってばらつきはありますが、１月までの間で申しますと、新規相談は月約２１件程度となっております。令和元年度から減少傾向が続いておりまして、今年度も減少傾向になっております。

続きまして、その下、相談者についてです。右側の四角囲みのグラフと両方合わせてご覧ください。前年度と比較し、相談者の傾向は大きく変わりはありませんが、ご本人からの相談が、２５％から２７％、微増ではあるのですが、本人からの相談が増加しております。そして、ご本人とご家族合わせますと６割以上となりまして、ご本人、家族からの相談が例年一番多くなっている状況となっております。ご家族からの相談としては、制度情報、リハビリ、地域資源、接し方などについての相談が多く、その中には、家族内関係ですね、状況がつらいとか、別居したいとかっていうお話などもあります。また暴言とか易怒性が強くて困っているという相談や対人関係などの相談も多く入っております。そのほかの機関からの相談割合については、昨年度と数値はおおむね同一という形になっています。

続きまして、その下、新規相談の相談内容についてです。相談内容は、一番多いのが、医療の相談で２９％となっております。右の四角囲みをご覧になっていただきますと、昨年度よりも９％増加しております。医療からの相談が増えたということです。その代わりに、その次の障害理解、生活上の困難や対応、そういった部分がやや減少しているという傾向にあります。小児の相談も数件ありましたが、内容としては、現在小学生だけれども、学校生活、勉強等に課題がある、思い出すと乳幼児期の転倒があった、それが原因ではないかとか、小児リハビリのやっているところを教えていただきたい、どこで訓練受けられますかといったお話、それから、やはり進学、そういった問題についての問合せ、ご相談が多く入っておりました。支援拠点機関としても、地域の支援者と共に継続して関わらせていただいている

ケースもあります。

続きまして、対応のところをご覧ください。こちらも昨年度とほぼ同じ数値となっておりまして、今年度に関しては助言と情報提供、合わせて１００％となっております。この数値も例年ほぼ同じ状況になっております。情報提供という部分に関してですが、地域の支援員が配置されている相談窓口をご案内させていただいております。就労したいとか復職したいとか、そういったいろいろな課題がありますが、まずは地域とつながっていただくために、支援員さんが配置されている窓口に相談していただいて、一緒に考えていただきたいとご案内させていただいております。

続きまして、資料２－３になります。資料２－３は、第１回高次脳機能障害者相談支援研修会の概要報告となります。

まず、こちらは、今年度も高次脳機能障害の基礎知識として、本日座長の渡邉先生の講義と、それから参加者とのディスカッションをオンラインで行いました。それを録画し、後日視聴として配信いたしました。４の申込者をご覧ください。オンラインの申込者が１４０名、後日視聴が４２２名となっております。合計５６２名の方の申込みをいただきました。５の内容ではディスカッションの内容を掲載させていただいております。参加者からは金銭管理がうまくできず、ロマンス詐欺、高額当選詐欺に振り込んでしまう人がいる、どうしたらいいですかというご相談。そして、精神障害を併発し、長らくリハビリ等を行っていない方も改善の見込みはありますかというご相談をいただきました。この質問に対して、渡邉座長のほうからいろいろとご回答いただきまして、参加者全員に聞いていただく、そして、それを後日視聴でも流させていただいたという状況になっております。実施後のアンケート結果については記載のとおりですので、ご覧いただければと思います。

続きまして、資料２－４になります。資料２－４は、令和７年度小児の高次脳機能障害に関する研修会の概要報告となっております。小児の研修会は、毎年１回開催しており、教職員の方を対象としておりますので、教職員の方々が夏休みの８月に２週間のオンデマンド配信という形で毎年実施しております。今年度は、教育関係者が２２０名、福祉医療関係者が２５９名の合計４７９名のお申込みをいただいております。６の内容のところをご覧ください。講演としましては、最初に小児期の高次脳機能障害の理解と対応のテーマとして、国立成育医療研究センターリハビリテーション科診療部長の上出杏里先生からお話ししていただきました。そして、トークセッションのところは、昨年度、小児期に発症されたご本人が登壇したというところがありまして、とても好評でしたので、１回で終わらせてしまってはもったいないかなと思いまして、その方の小児期に発症した経緯を含めて、再度今年度も同じ内容でトークセッションを配信させていただきました。ただ、今年度はそのトークセッションの後に、この（３）番で登壇者から一言メッセージをいただき、配信しております。登壇者からのメッセージはそちらに書いてあるとおりになっております。

また、この小児の研修会のときには、教職員の方々が対象というところで、教職員の方々に高次脳機能障害を知っていますかというアンケートを必ず取らせていただいております。

資料にはないのですけれども、口頭での報告となりますが、名前は知っていると答えた方が６５．６％、関わったことがあり知っているという方が２５．９％となりまして、合計９１％ぐらいになります。高次脳機能障害という言葉がかなり普及されてきているのかなということが、そのアンケートから読み取れたかと思います。そして、教職員研修センターでもこの小児の研修会のチラシを配布させていただきましたので、研修センターでの研修会で、このチラシを見て申し込みましたという方も何名かおりました。最後、８のアンケート結果につきましては記載のとおりですので、お読みいただければと思います。

続きまして、資料２－５になります。資料２－５は、令和７年度第２回高次脳機能障害者相談支援研修会の概要報告となります。第２回目の高次脳機能障害者相談支援研修会は集合開催といたしております。

５の内容のところをご覧ください。今回のテーマは、「高次脳機能障害のある方が自分らしく生きる自立とは～本人・家族の想いは？支える支援とは？～」というテーマとして研修会を実施いたしました。講演として、座長の渡邉先生に「高次脳機能障害のある方の意思決定支援について」として講義を行っていただきました。そして、その後、ご本人と支援者の２組にご登壇いただき、高次脳機能障害の方の自立とは、本人の想いなどは、について発信していただきました。ご本人からは、「自分の思ったことややりたいことはやらせてほしい。」、「今の自分には手助けが必要なので、必要なところに支援してほしい。」「失敗を幾つもしてきたことが、今の自分には学びとなっている。」などの発言がありました。

６のアンケート結果をご覧ください。その当事者からの発信を受けて、「支援とは何かを考えさせられた」、「失敗させないと習ってきたが、失敗を重ねることが学びとなるというご本人からの考えに大いに共感した」などの記載がありました。そして、一番最後に渡邉先生から、支援者はチームをつくること、ご本人を孤独にしないこと、自立を高めるためには助け合いながらやっていくことが必要というコメントをいただきました。渡邉先生、ありがとうございました。

次に、資料２－６になります。資料２－６は、令和７年度高次脳機能障害支援普及事業「専門的リハビリテーションの充実事業」圏域情報交換会の概要報告となります。

先ほどもお伝えしましたが、１２圏域全圏域が参加いたしました。専門的リハビリテーションの充実事業では、二次保健医療圏において、医療的な面から関係機関の支援を実施していただいておりますが、年に１回、受託医療機関の皆様にお集まりいただき、意見交換等を実施しております。

６の内容をご覧ください。まずは東京都からの事業報告をさせていただきました。次に各圏域からの事業報告、そして、情報交換会を行いました。６の（２）のところの、この資料だと２枚目になりますが、こちらを見ていただければと思います。南多摩圏域からは、介護保険領域との連携や普及啓発の研修などをどのようにしているかという提案議事がありました。これについて副座長の尾花先生の区南部圏域からは、区の担当者と調整をしてケアマネポイントが取れるようにしたところ、ケアマネの参加がとても増えたというご意見をい

ただいております。次の議事として、西多摩圏域より圏域で発行している支援マップについて、どのように工夫しているか、運用状況を教えてほしいという提案議事がありました。発行している圏域からは、紙ではなくウェブを主にして行っている。支援マップをダウンロードできるようにしているなどのご意見をいただきました。また、当センター、支援拠点機関のほうから各圏域の支援マップをより有効に活用させていただきたいとして、支援マップを医療機関のホームページに掲載をしていただき、その支援マップにリンク設定を貼らせていただきたいということを昨年度からお願いしておりまして、そのリンク設定が全て終了しております。１０圏域がこの支援マップを発行していただいておりまして、その１０圏域の支援マップにリンクが貼られておりますので、クリックするとその地域のマップが見られるという状況になっております。

（３）の事項②になりますが、支援員連絡会というものを集合形式で１２月に開催する予定でおりますので、そのときに、各圏域が発行しているこの支援マップを、各区市町村に配置されている支援員の方々を含めた全区市町村に配布させていただきたいというお願いをさせていただきました。そのために、この支援マップ、紙ベースであるもののご提供をお願いしまして、皆様、紙ベースがある圏域の方々からご提供していただきました。そして、その１０冊分を全区市町村へ配布をさせていただきました。その際に、この支援マップは圏域のコーディネーターの方を含め、とても大変な思いで作成されたものなので大事に扱ってほしいということと、さらに今後配布する予定はないということをお伝えし、東京都のページにリンクが貼られているので、そこからも情報を出していただいたり、必要なところを印刷して使ってほしいというホームページの活用のことも含めて情報提供させていただきました。

続きまして、資料２－７になります。資料２－７は、令和７年度区市町村高次脳機能障害者相談支援員連絡会の概要報告となります。

１２月１８日に集合形式にて開催いたしました。５の内容のところをご覧ください。まずは、東京都から事業報告を行いました。その次に、話題提供として、東京障害者職業能力開発校職域開発科、就業支援課から、連続受講制度拡大についてと、幕張の障害者職業総合センターから高次脳機能障害支援プログラムについてご説明していただきました。どちらにも寮があるのですけれども、どちらも改修されたということで、寮が個室化になっていること、それから、リーフレットも配布していただきまして、利用についての流れ、プログラム、あるいは制度拡大についての詳しい説明をしていただきました。そして、次に、支援に当たって困っていることなどをテーマにしてグループ討議を支援員さんをグループにしまして、グループ討議を行っていただきました。このグループ討議は一度なくしたのですけれども、支援員の方々から、ぜひグループ討議をやってほしいという要望の下に再開されているグループ討議となっています。その中で、いつも長年いる方がグループリーダーになっているっていうこともありまして、その長年の方同士で話し合う場も必要ではないかと思いまして、昨年度に続き今年度も、長年支援している１０年以上のベテランの支援員さんだけのグ

ループを１つつくりまして、ベテラン同士での話題提供、あるいは情報交換をしていただきました。グループ討議に、参加された方からはとても好評で、やはり都内の中でも地域によって支援に差があることが分かった。横のつながりができたことで、今後の連携に活かしていきたいと感想をいただきました。６の事後アンケートについては記載のとおりです。

そして、こちらは資料はないのですけれども、未実施の地域に訪問したことも報告させていただければと思います。今年度は千代田区のほうに訪問させていただきました。精神保健医療課と共に訪問させていただきまして、千代田区さんからは、「２３区で千代田区だけが実施していないことは把握している。高次脳機能障害の方の相談が千代田区にもあり、相談支援事業所等に幾つか入ってることも把握している。支援促進事業を実施する方向で検討はしているが、次年度からということはちょっと難しい。委託する事業所もある程度は目星をつけている。」と前向きなご意見をいただきました。次年度以降も、未実施のところについては、連携と情報交換、意見交換を実施していくことが必要かなと思っております。

続きまして、２－８については、就労支援担当の村尾より報告させていただきます。

○村尾主任　就労支援担当の村尾と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、高次脳機能障害者支援普及事業の一環として当センターで実施している社会生活評価プログラム、就労準備支援プログラムの実施状況等の説明をさせていただきます。資料２－８をご覧ください。

このプログラムは、障害による制限、就労への準備はできているかどうか、どのような仕事がよいのか、課題は何かなどについて、通所による評価を地域の支援機関からの依頼により行っています。

社会生活評価プログラムは、自立した社会生活や就労（福祉的就労含む）など、社会参加を目指している方に対して、作業能力面、生活管理面、対人技能面、障害理解面を中心に評価を行い、個別課題とグループワークを組み合わせて行うプログラムです。標準的な利用は、火曜日、金曜日、週２回、４か月となっています。

就労準備支援プログラムは、福祉的就労を含んでおりますが、就労を希望する方に対して、職業評価、高次脳機能障害評価、作業課題、これは模擬的な職務課題による評価、就労準備講習会、グループワークなどを組み合わせて行うプログラムです。標準的な利用は月曜日、木曜日の週２回、６か月となっております。

初めに、社会生活評価プログラムの実施状況について説明をします。１の利用相談数、プログラムの利用数をご覧ください。令和７年度につきましては、令和８年１月末時点、新規申込み利用者は４名となっております。記憶・注意・自発性の低下といった高次脳機能障害に顕著な症状とともに、コミュニケーション、社会的行動障害を課題とされる方の相談、利用が増えています。利用者の状況、居住地、評価依頼機関は資料どおりです。プログラム終了後は、地域の通所施設等を利用して新規就労を目指す方と復職を目指す方がいました。

次に、就労準備支援プログラムの実施状況について説明します。１の職業相談数、プログ

ラム利用者数をご覧ください。令和７年度につきましては、令和８年１月末時点、新規申込み利用者数は７名となっております。利用者の状況、居住地、評価機関は資料のとおりです。プログラム終了後は、復職される方、地域の通所施設等を利用して今後の就労を目指す方がいました。そのほか、高次脳機能障害者を対象とした職業評価、２０回で行うものを利用された方が、令和４年度から令和８年１月末時点までに１０名いました。高次脳機能障害の方々の社会参加、就労支援の一つとして、プログラムの利用を通して、引き続き地域の支援機関の皆様をサポートできますよう取組を進めてまいります。

私からの説明は以上となります。

○渡邉座長　ありがとうございました。

今年度の事業報告をしていただいたわけですけれども、どうぞ委員の皆様方、今年度を振り返りまして、ご質問、ご意見がありましたらば、おっしゃっていただけますか。

私がちょっと気がついたのは、相談実績ですね、資料２－２で相談実績、、相談が１月にどんと増えたっていう気がして、実は。これって支援法が１２月１６日にできて、その勢いがあるかなとかすかな気持ちを持ったのだけど、そんなことはないですかね。

○守矢課長代理　本人からとか家族からっていうのはほとんどなくて、行政からというのはあったのですけど、ご本人の方でそういうものを意識されている方は一人、二人いらっしゃって、どうなっているのというようなご相談というか、話の流れ上出たりというのはありましたけど、そのことのために大きく増えたっていうわけではないかなとは思います。

○渡邉座長　まだね、国民、都民も十分に知ってないので、ちょっとうがった見方かなと思いました。相談、いつも守矢さんやスタッフの方がやってくださっていて、一つの相談時間でどのくらいやっているのですか。

○守矢課長代理　継続の方に関しては、やはり３０分から１時間はかかっていますね。

○渡邉座長　うわっ、すごいですね。

○守矢課長代理　やはりお話ししたいという形でかかってくるので、お一人に３０分ぐらい。

○渡邉座長　一人に３０分。

○守矢課長代理　はい。

○渡邉座長　しかも相手の顔見えてないですよね。

○守矢課長代理　もちろんです。でも、以前かけた者なのですけどと言いながら、同じ話ですね、前回、前々回と同じ話ですけど、対応しています。

○渡邉座長　すごい大変だなと思って。

○守矢課長代理　新規相談はもちろんいろいろお聞きしながらの助言、何に困っているのかっていうところを精査しながらなので、やはり同じように３０分以上はかかります。

○渡邉座長　かかりますよね、大変ですよね。いやいや、これで一日終わっちゃうかなと思いましたけど。

ほかに気づいた方いらっしゃいますか、委員の先生、何か気づいたことありますか。

資料の２－６ですが、専門的リハビリの充実事業で、私も去年までは慈恵にいたので、この事業報告に僕も参加していたのだけども、今年は私参加していませんが、今日、委員の先生の中で来てくださっている、例えば尾花先生、区南部を統括されているのですけども、先生、今年振り返りまして、何らかの傾向だとか、高次脳外来やっておられていて、何か感じるところがありましたか。

○尾花副座長　特には例年どおりっていう感じだろうと思うのですけども、ただ、いろんな意味で地域性がやはりあると思うので、それぞれの専門的リハビリテーション充実事業に関わっている医療機関間の横の情報がやはりすごく重要だなって、以前から渡邉先生がおっしゃっていたと思うのですけど、その一歩として情報を共有し合えた部分もあるので、今後はそれをもっと進められたほうがいいのかなと思っています。確かにほかでやってもらえないからうちに来たって方もいるのですけど、でも、やはり地域が違うと、その方を抱え込んでというのは難しいと考えておりますので、もうちょっと、各施設間で情報共有しながら共通にやっていけたらなと思いました。以上です。

○渡邉座長　私もそう思います。私も北多摩でやっている頃は、和田先生のほうと連携したことがありますが、そういうネットワークですね、思いました。

辻先生、今日、見てくださっていますが、辻先生のところは区西部の統括ですが、先生、この一年振り返っていかがですか。

○辻委員　この交換会には私じゃなくって、実務担当の者が参加していたのですけれども、例年どおりというところなのですけども、ただ、なかなか、今、尾花先生おっしゃられたように、区西部でも各施設間の連携ってまだ十分じゃないところもあるので、ちょうど実務担

当が本年度で替わって、来年度から新しくなりますので、そこでもう少し情報共有とかして、新たな取組も今後していきたいなとに思っております。ありがとうございます。

○渡邉座長　先生のところは、精神科のほうとも結構コラボやるのですか。

○辻委員　そうですね、精神科は精神科で、認知リハを前面に出していろいろやっているので、認知リハ研究会を持っていますし、まだなかなか、でも科同士って実はあんまりできてないので、でも、それは今後やっていったほうがいいなと、まさに本当に私も今思っているところなので、ぜひ精神科とリハビリ科で一体となってやっていく方向で、今後やっていければと思っております。以上です。

○渡邉座長　分かりました。
　あと、大久野病院の進藤先生ももう昔からずっと関わってくださっているんですけども、何か最近の傾向とかありますか。

○進藤委員　大久野病院の進藤です。先ほど話題にもなりましたが、確かに地域外の方が来られるというのは何人かいらっしゃって、それはやはりちょっと連携がしづらいというか、地域外ですとどういう施設があるのかっていうのは把握がなかなかできていないので、ちょっとそれはしづらいなというのはありました。
　あと、どんな患者さんが来ているかについてはあまり変わりがありませんが、高次脳機能障害と介護保険を担当している人たちとの、その障害と介護の人たちの連携というか情報共有がうまくできていないのじゃないかということで、医師会の機会を使って、医師会が市民公開講座をやりましたので、その中でお互いに話合いをしていただいて、理解を促進することができて、お互いに知らないのだなっていうだけのことでしたので、利用し合えばうまく救っていけるっていうことが分かったっていうようなことがありました。

○渡邉座長　ありがとうございました。そうですね、介護保険と支援法の、相互乗り入れといいましょうかね。その辺がこれから課題かなというふうに思います。
　今日、菅原先生来ていただいているのですけれども、菅原先生のところは、精神手帳について、東京都としては中部で先生がずっと見ていただいているのかなと思うのですけれども、先生、高次脳機能障害で精神手帳を診断するということについては、先生が関わっておられるのでしたっけ。

○菅原委員　私が関わっているっていうより、手帳の審査会の合議体でやっていますので、全体でもっていろんな病院ですとか、大学から委員の先生出してもらって、手帳審査会っていうのを運営しています。その中で高次脳機能障害の判断もさせていただいているところ

ですけれども。高次脳機能障害の診断書、別にどこの科の医師でも書けることにはなっているのですけれども、精神科の医師に書いていただいたほうが返戻になる率は低いなというのは正直な印象としては持っています。

○渡邉座長　結構広い、いろんな科の先生も書いているのですね、きっと。

○菅原委員　脳外科の先生とおぼしき先生が結構書かれているのは見るのですが、ちょっと的を射てない診断書を結構散見することがありまして、そうすると返戻で戻されちゃうことが多いんですね。なので、もし総合病院とかで精神科の先生がいらっしゃるような病院でしたら、精神科の先生に書いていただいたほうがいいと思いますし、高次脳機能障害でも手帳、精神の手帳は十分取れますので、その辺は書き方次第というとこは正直あるかとは思います。

○渡邉座長　ありがとうございました。先生のところの就労支援のＣＯＤＹ。どうですか、最近は。

○菅原委員　今は３人の方がいらっしゃっていまして、復職の方が２人と、それから就労目的の方が１名という形ですかね。最近はゼロになることは割となくて、必ず誰かいらっしゃるという状況が続けられているので、このままま皆様にご紹介いただいて、継続できればと思っています。復職の方は、今のとこほぼ皆さん復職できる形になっておりまして、もともとうち、鬱病の方とかのリワークとかも手がけておりますので、そういったノウハウもうまく活用できているのかな思っているところです。ですので、まだまだ余裕ありますので、ぜひ、通いたい方は、本当に毎日通うこともできますし、鬱の方と一緒に職業訓練的なこともやろうと思えばできます。また一方で、週１日来るのがやっとだよという、結構体力的あるいは気力的にもたない方ですとか、集中力がもたないという方でも、週に１回、半日ぐらいから参加されている方もいらっしゃいます。でも、そういった方も何か月も続けていくと、だんだん来られるようになってくる方も結構いらっしゃいます。ですので、我々のとこ１年間通うことができますので、少し長い目で見ていただいて、通所していただければと思っていますので、またご活用、よろしくお願いしたいと思っています。

○渡邉座長　菅原先生、ありがとうございます。僕も活用させていただいております。ありがとうございました。

それでは、次に行きたいと思います。

いよいよ来年度、令和８年度の実施予定ということについてご説明をいただきたいと思います。

それでは、永谷課長代理、お願いいたします。

○永谷課長代理　精神保健医療課の永谷でございます。では、私から、都の事業のほうについてご説明させていただきます。資料共有をいたします。

では、説明させていただきます。資料３でございます。こちら、資料をご説明する前にお断りでございますけれども、高次脳機能障害者支援法、本日の議題にもございますが、こちら成立し、４月１日から施行されることとなりましたけれども、本資料については新法を反映した内容とはなっておりませんので、その点はご承知おきいただければと思います。

令和８年度高次脳機能障害者支援事業についてでございます。主な事業は５つの事業となっております。高次脳機能障害者支援事業、左上でございますけれども、こちらについて、先ほど心身障害者福祉センターさんから事業の実施状況についてご説明があったところでございますけれども、心身障害者福祉センターを都内全域の支援拠点として専門的な支援を行うという事業でございます。具体的には、本人、ご家族に対する専門的な相談支援、ネットワークの構築、人材育成や普及啓発等を行うものでございます。また、支援体制整備のため、区市町村の皆様や関係機関と地域支援ネットワークの構築を進めております。予算規模につきましては、今年度と同じ１６０万円となっております。ただし、この１６０万円には、心身障害者福祉センターの人件費や施設運営費等は含まれておりません。

次に、２番、専門的リハビリテーションの充実事業でございます。二次保健医療圏において地域のリハビリの中核を担う医療機関に委託して実施している事業となっております。皆様にも大変お世話になっております。医療機関への理解促進、区市町村との社会資源の情報共有、支援機関からのリハビリ技術や個別支援の相談、症例検討会や圏域連絡会、高次脳機能障害の理解、専門知識技術等の向上を図るための専門的な研修などを実施していただいております。予算規模につきましては、今年度と同じ３，２９３万円となっております。

次に、その下、区市町村高次脳機能障害者支援促進事業でございます。こちらは区市町村に高次脳機能障害者支援員を配置いたしまして、高次脳機能障害者やそのご家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関等の関係機関との連携を図りながら適切な支援を提供し、身近な地域で安心して生活できる環境を整備するものでございます。実施主体は区市町村になりまして、都は区市町村に対して補助を行うものでございます。予算規模は今年度から増額をしておりまして、４６区市町村、９，８３３万円という規模になっております。

続きまして、右上に移りまして、高次脳機能障害者緊急相談支援事業でございます。高次脳機能障害の特性に応じた相談支援の充実ということで、当事者及びご家族による特別相談、ピアカウンセリングの体制整備を図るものとなっております。こちらについても実施主体は区市町村となりまして、都は区市町村に対して包括補助の１メニューという形で補助を行っているものでございます。

右下の事業全体のイメージ図がございますけれども、こちらが、これまで説明してまいり

ました東京都の高次脳機能障害者支援に係る全体像ということになります。一番上にありますとおり、まず、都全域につきましては、東京都心身障害者福祉センターさんを支援拠点として、その下、二次保健医療圏ごとに専門的リハビリテーションの充実事業で圏域ごとの体制を整えておりまして、それらのバックアップを受けながら、一番下、区市町村において相談支援事業や関係機関との連携、普及啓発、社会資源の開拓等を行っていただき、それぞれの事業が総合的に連携し、重層的に高次脳機能障害者に対する支援を行っております。

上にちょっと目を移っていただきまして、５番、次に、高次脳機能障害支援養成研修でございます。こちらは障害福祉サービス事業所等において、高次脳機能障害者の支援に従事する従業者を主な対象として、障害福祉サービス等報酬の加算要件となる研修を実施しているものでございます。予算規模は、今年度と同じ４，６３７万円となっております。ただし、定員及び日程につきましては、今年度の実績を踏まえまして見直しを行う予定です。詳細は後のスライドでご説明いたします。

では、次のスライドに移りまして、区市町村高次脳機能障害者支援促進事業についてでございます。こちらの事業につきましては、概要をこちらに説明、表示しておりますけれども、平成１９年度から実施している事業となっております。主な事業内容は、高次脳機能障害者支援員を区市町村に配置し、相談支援、関係機関との連携、社会資源の把握、開拓、広報普及啓発を行っていただくというものでございます。

次のスライドに移っていただければと思います。こちら区市町村高次脳機能障害者支援促進事業の７年度の実施状況について図示したものでございます。７年度につきましては、昨年度と同様、２２区２２市１町の計４５区市町のほうで事業を実施していただいております。先ほど心障センターさんからもご報告がありましたとおり、未実施の区市に拡大していくということが課題でございますので、今年度も千代田区さんにアプローチを行っております。今後も未実施のところについてアプローチを行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、専門的リハビリテーションの充実事業についてでございます。こちらも、当事業は平成２７年度から島しょを除く１２の二次保健医療圏において実施している事業となっております。主な事業内容として、先ほどの連携体制構築のためのコーディネーターの設置、症例検討会の実施、圏域連絡会の実施、リハビリ専門職等への研修の実施となっておりまして、１２圏域ですね、こちらの医療機関のほうでやっていただいているということでございます。

最後のスライドになりますけれども、こちら高次脳機能障害支援養成研修についてでございます。こちら、今年度から開始をした研修ということになります。まず、支援養成研修の今年度の実施に当たりまして、委員の方を含め、多くの方にご協力をいただきました。この場をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げます。養成研修につきましては、今年度は１日程当たりの定員を１９０名という形で設定をいたしまして、基礎研修と実践研修で、基礎研修・実践研修についてはそれぞれ講義と演習から成る研修となっておりますけれども、

それぞれ１０日程ずつを用意して計２０日程、今も実施しているところでございます。このうち基礎研修の申込み実績につきましては、こちら左側の１０日程で、計１，９００名の定員に対しまして、４３７名の申込み実績となりました。このため８年度につきましては、申込みの実績も踏まえまして、さらに周知については取り組んでまいりたいとは思うのですけれども、１日程当たりの定員を１５０名、基礎研修・実践研修で１０日程ではなく、計６日程に抑えた上で、計９００名の定員で実施する予定でございます。また、必要な方に受講していただくためには、受講対象者への周知も重要と考えておりますので、改めて効果的な周知方法についても検討してまいりたいと思います。

今回ですね、渡邉修先生ご監修の下、都独自の取組を入れ込むなど、都の養成研修として充実した内容を目指しまして今回の研修をつくりました。特に演習の部分です。こちら講師の先生方にご尽力をいただきまして、具体的な症例に基づくグループワークやロールプレイ等も行っております。受講者アンケートでも、グループワーク等を通じて情報共有等ができ、とても勉強になる機会となったなど高評価のコメントをいただいております。８年度に向けては、今年度の実施結果を踏まえて、反省点も活かしながら、さらに研修内容をブラッシュアップしてまいりたいと考えております。８年度の実施に当たりましては、また今回の検討結果を踏まえまして、講師の方も含めて、改めて検討したいと思っております。講師のほうは未定ということにはなりますが、またこの中でご協力をお願いする先生方も多いかと思いますので、改めて講師やファシリテーター等、引き続き皆様のご協力をお願いいたしたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

○渡邉座長　ありがとうございました。続いて和田課長お願いします。

○和田課長　それでは、資料４をご覧ください。令和８年度高次脳機能障害支援普及事業実施方針ということで、支援拠点機関としての活動になります。１の相談支援、２、支援ネットワーク構築、３、人材育成・広報普及啓発、４、高次脳機能障害者のための通所プログラム等、今年度に引き続き実施する予定としております。どうぞよろしくお願いいたします。

また、今、永谷課長代理から説明がありました精神保健医療課所管の高次脳機能障害支援養成研修につきましては、今年度、連携調整委員の皆様には、多大なるご理解とご協力を賜りました。本委員会の直接の所管ではありませんが、現場の実情を踏まえた貴重なご助言、ご支援をいただいていることに心より感謝申し上げます。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○渡邉座長　ありがとうございました。

ただいま、永谷様、そして和田課長から来年度のお話をいただいたわけですけども、全体

を通して、どうでしょうか、委員の皆様方、来年度に向けてご質問、ご意見いただけましたらと思いますが、いかがですか。あれば手を挙げてください。

では、私のほうからちょっと。この養成研修、私も関わらせていただきました。とっても充実しているなというのが率直な印象なんですけども、これについてはやはり真摯に反省会というのを予定したいと思います。全てがよかったわけではないし、様々な問題もあるかなと思います。やはりアンケート調査の中でネガティブな意見をいただいたことについて、より真摯に見直していくというのが僕らのやるべきことじゃないかなと思うのですけれども、養成研修に参加してくださいました相良委員のレクチャーも聞かせてもらいましたけども、相良委員、今回通じてどのような感想を持たれましたか。

○相良委員

まず、１０日程が終わってすごくほっとしています。長かったなっていうのが感じました。

私たちは、基礎編の自立訓練事業についての演習を９０分間担当させていただきまして、まず、それについては改めて自立訓練事業が何っていうことをＰＲできたかなと思いますので、すごくうれしい機会でもありましたし、それもあるのか、利用率はもうほとんど１００％になっているという感じなのですね。都内のほかの機能訓練事業の自立訓練事業の利用率も、そこでＰＲすることによって増えていけばいいなというふうに私は望んでいます。

あと、やはり事前のスケジュールがタイトだったので、事前の打合せとかすり合わせが十分できてないので、来年度はぜひそこができて、自分が参加するかどうかよく分かりませんけど、やはり最初の打合せっていうのはすごく大切かなというふうに来年度に向けては思います。

○渡邉座長　堀田先生、レクチャーしていただいたと思いますが、ご感想はいかがですか、先生。

○堀田委員　ありがとうございます。渡邉先生の実習を実際見せていただいて、大変勉強になりました。勉強に行った理由は、研修の平準化っていうのですかね、先生のやったときと私がやったときで違うと困ると思いまして、そういう意味もあって行ったということなのですけれども、資料も大変すばらしかったですし、例えば資料だったら、資料が振り返られるようにということで自分のときは工夫したんですけど、例えば、単純に言えば、ページ数入れるとか、そうすると、何ページに書いてありますよっていうような形で、最後まとめるときも資料をうまく使えたかなとか思っています。ですので、やはり打合せ等、反省会というお話ありましたけど、それがやはり大事かなというふうに……。

○渡邉座長

もう一つ、つくっていただいた尾花先生、僕も先生のレクチャー聞かせていただいて、先

生の優しい動画がいいなと思って聞いていたんですけど、先生、どうですか、今回の養成研修、つくっていただいてどうでしたか。

○尾花副座長　ひとまず、本当に、まだ進行中ですので、これからいろんな部分を、意見も読ませていただいたので、もっと充実したものにできたらいいかなとは考えているんですけど、おっしゃるとおり、やはり打合せがなかなかできなかったっていうのがあります。特にファシリテーターさんとはその当日お会いするっていうような状況になってしまうので、なかなかこちらの意図が、事前に資料はお読みいただいているのですけど、やはりなかなか難しいのかなっていう感じを受けました。

あとは、やはり、つくっていて何なのですけど、積極的に割り込むぐらいに介入しないといけないのかなと思いました。お任せして、さあ、どうぞではなかなかできないので、こちらが意図的に介入をして、こういう方向にというのをちょっと明確に示したほうがいいのかなと感じました。以上です。

○渡邉座長　ありがとうございました。おおむね来てくれた方たち、一生懸命聞いてくれていたし、これ自体は成功かなと思います。４３７名の勉強した方たちがまた地域で活躍していただけると思うと、うれしいなと思います。

今回、永谷さん、９００名を一応目標にしていますけども、今年が４００名なのに、９００名、大盤振る舞いでいいのでしょうか。

○永谷課長代理　予算上はこのような形にさせていただいておりまして、そして、今回、周知も決して十分ではなかったのかなという反省も持っているところです。ですので、今回の気づきも踏まえて、さらに周知にも努めていった上で、ただ、さすがに９００が埋まるというところは現実的には難しいのかなとは思っております。ただ、あくまでもマックスの定員は９００というところで行っていきたいと思っております。

○渡邉座長　こういう数字っていうのは、皆様方がちゃんと計算した上での数字ですもんね。

○永谷課長代理　はい。

○渡邉座長　ありがとうございました。

それでは、次の話題に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか、委員の先生方、いいでしょうか。

それでは、昨年にはなかった支援法の話に移ります。これについては永谷課長代理からまずはご説明をいただくということになります。お願いいたします。

○永谷課長代理　では、私のほうから、先日２月３日に行われた国の説明会の資料を使いながら概要を説明させていただければと思います。資料を共有いたしますので、少々お待ちください。

高次脳機能障害者支援法、皆様もご存じのところかと思いますけれども、昨年の年末の国会で成立をいたしまして、もともと議員立法ということで渡邉先生も関わられていた内容かと思いますけれども、概要のところ、こちら、２月３日の国の説明資料でございますけれども、趣旨・目的のところはお読み取りいただければなと思っています。

基本理念のところ、こちらに上げているような４つの理念が挙げられていまして、特に具体的施策というところで、高次脳機能障害者及び家族等への支援策というところで、地域での生活支援、教育的支援、就労の支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、高次脳機能障害者の家族等への支援、相談体制の整備、情報の共有の促進、それからその他の支援策として、国民に対する普及及び啓発、医療業務従事者等への知識の普及及び啓発、地方公共団体及び民間団体への支援、専門人材の確保、調査研究等といったところが上がっています。

こういった具体的施策を踏まえまして国の話としては、こういうＰＤＣＡサイクルを回していくということが大事だということで、後のほうにも出てまいりますけども、今回、適宜実施した施策については、公表をし、国に報告をしてそこから公表されるというところがありますので、そういった公表された結果を踏まえ、また総合的・計画的な施策の策定・実施を行い、それを踏まえてまた個々の施策に取り組んでいくという、こういったＰＤＣＡサイクルを回すというところが今回主眼にあるとしておりました。

次に、こちらの概要につきましては、国の説明資料のほうでご説明したほうが分かりやすいかと思いますので、法の概要としては以上でございまして、次に、資料５－４のほうに移らせていただきます。

なお、資料５－２と５－３につきましては、法の成立後、国から発出された公布に係る通知ということになりますので、これは後ほど参考でお読み取りいただければと思います。

では、資料５－４のほうをご覧ください。こちら、２月３日に行われた国の自治体向け説明会の資料となっております。こちらのまず、３ページのところは、先ほどご説明した法の概要と重複するところでございますので、説明は割愛させていただきます。

次のページ、４ページでございます。こちらに、地域支援体制について都道府県が行うものとして高次脳機能障害者支援センターの設置、（１）でございます。それから、専門的医療機関の確保等、それから高次脳機能障害者支援地域協議会の設置という、この３点が挙げられております。後ほどの資料でまた詳細出てきますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

次に、５ページ、こちらをご覧ください。法の概要について３点記載をされております。

まず、高次脳機能障害者支援法における高次脳機能障害者の定義でございます。こちら、

先ほど渡邉先生からもお話ありましたけれども、現行の診断基準を踏まえ、第２条で規定をされているというものでございます。現在、高次脳機能障害と診断されていない先天性疾病による認知機能の障害、周産期における脳の損傷による認知機能の障害、発達障害、認知症は除かれますが、一方で、ここに記載ありますとおり、失語、失行、失認といったところは含まれているというところでございます。

次に、指定都市への権限移譲ということでございまして、今まで都道府県主体でやっていたところでございますけれども、法第３１条におきまして高次脳機能障害者支援センターの設置等、先ほど挙げたものです、こちらにつきましては、指定都市にも権限が移譲されるということでございますので、都道府県が処理しているもののうち、一部指定都市に権限移譲されるというところがまた大きなところでございます。

３点目、施行日につきましては、令和８年４月１日で施行となっておりますけれども、施行後３年を目途に施行状況を検討し、必要に応じて所要の措置を行う、適宜見直しを行うということが言われていますので、３年後がまた見直しの時期であるということでございます。

続きまして、７ページ、こちら、予算事業に関しまして高次脳機能障害者の支援施策の推進のスライドになります。こちらについては事業の全体像ということになりますので、個別の説明は別のスライドでさせていただければと思います。

８ページでございます。こちら、国における高次脳機能障害者支援関係の国の予算の説明でございます。高次脳機能障害者支援事業と高次脳機能障害者支援体制構築促進事業の２事業ということで示されておりまして、基本的に地域生活支援事業でやっている現行の事業、こちらを踏まえたものとなっておりまして、国の説明によりますと、これまでと大きく変えるものではないということでございました。

一方で、今まで活用が進んでこなかったこちらの高次脳機能障害者支援体制構築促進事業について整理をした上で、活用促進を図っていくものであるというふうに伺っております。イメージとしては、これまで地域生活支援事業で行っていた各事業について、地域生活支援事業の高次脳機能障害及びその他関連障害に対する支援事業、普及事業が高次脳機能障害者支援事業という形で新たになりまして、地域生活支援促進事業と呼ばれていたその中の高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業といったものが高次脳機能障害者支援体制構築促進事業になるという、そういう対応関係のイメージでございます。来年度の予算については基本トータルが変わらないというふうに伺っています。

次に、９ページでございます。高次脳機能障害者支援事業の全体像ということになっておりまして、１から５までの５点挙げられております。このうち、㊪とついているところが新たな対応が必要な箇所ということになります。個別には次のスライドから説明いたします。

１０ページでございます。高次脳機能障害者支援センターですが、相談支援及び情報提供等、それから専門的な支援等、研修の実施、普及啓発等、ここに挙げられている事業を行う高次脳機能障害者支援センターを指定するというものになっております。基本的には支援拠点機関である、東京都でいえば心障センターになりますけれども、そちらがこちらの高次脳機能障害者支援センターになるということも国としては想定しているとのことで、その場合、名称の変更が必要になるということをおっしゃっていました。また、改めて指定という形が必要になりますので、その具体的な方法については、後日、国から連絡があると伺っております。

続きまして、１１ページです。こちら、高次脳機能障害者支援地域協議会になります。２番のところです。こちらに記載の構成員ということで、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者、その他の関係者のほか、医療、保健福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係団体、民間団体、これに従事する者といったこの構成員を基に地域協議会のほうを設置いたしまして、支援体制の整備状況というのに係る協議を行う、ここに書いてあるような協議事項について協議を行うものとなっております。これまでも一部自治体でやっていた会議を法で位置づけたものということで、先ほど先生からもお話ありましたけれども、今まさにやっているこの連携調整委員会を使うのも自治体判断で可能と伺っております。

続きまして、１２ページでございます。１２ページの一番上、３番目のところの広域自治体間連携については基本これまでと取組は変わらないということで、いわゆるブロック会議のところでございます。

それから、実施状況の把握及び評価というところは新しい部分でございまして、施策の実施状況に加えて、あと、高次脳機能障害者支援センターの業務内容、こういったものについて定期的な評価を把握、評価を行い、また公表をしていくというものでございます。この公表の方法につきましては、今後、国からフォーマットを示すというようなご案内があったところでございます。また、併せて厚労省への報告も求められていくということで聞いております。

５番の事業周知につきましては、今回の改正を踏まえた周知をお願いしたいという話はありましたが、やることとしては基本的には今までと変わらないということでございました。

続きまして、１３ページでございます。高次脳機能障害者支援体制構築促進事業ですけれども、こちらは専門的な医療機関の確保や高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援というものが挙げられます。

１４ページに移りまして、専門的な医療機関の確保ということでは、意見交換や研修による関係機関の協力関係の構築、高次脳機能障害者及びその家族等に対する支援では、ピアサポーターなどの交流会、サロンの実施、そういったものを想定しているというご説明がありました。厚労省としては、この事業の積極的な活用を促したいという説明があったところです。専門的な医療機関の確保ということであれば、我々そもそも専門的リハビリテーション

の充実事業、こちらのほうを展開しておりますので、そういったところも活用しながらと考えております。

１６ページでございます。１６ページに施行に当たっての留意点ということで３点、正確には４点上げられています。

まず、高次脳機能障害者支援センターの設置につきましては、早期に指定の準備等を進め、令和８年度中の可能な限り早期に設置してほしいと言われておりまして、支援拠点機関をそのままセンターにするということであれば、名称変更等を行うようにと言われております。

また、高次脳機能障害者支援地域協議会につきましては、先ほど申し上げたとおり、既存の会議体を活用、見直しするなどして、令和８年度中の可能な限り早い時期に設置するようにと求められているところでございます。

また、実施状況の国への報告と公表への対応については、先ほど申し上げたとおり、年度内に示される国のフォーマットを用いて、今後、施策の実施状況等を公表及び厚労省への報告が求められると聞いております。

また、先ほど申し上げた地域生活支援促進事業については積極的に活用してほしいといったことが挙げられております。

国の説明資料としては以上でございまして、参考資料でこれまでの経緯だったりとか、各事業の変更点について挙げられておりますので、これは後ほどお読み取りいただければと思います。

以上を踏まえまして、都の対応方針でございますけれども、大変申し訳ございませんが、２月３日の国の説明会を踏まえまして、今、都の中で検討をしているところでございますので、本日につきましては具体的な対応方針については申し上げられないところでございますけれども、今後、対応方針が固まりましたら適宜情報提供をさせていただければと考えております。

私からは説明は以上でございます。

○渡邉座長　ありがとうございました。このような法律ができて、我々としてはありがたい限りなわけです。子供から大人、生活、年寄りまでの支援体制をつくっていくと、よくここまで文字を並べたなというような気さえするわけですけれども、この中で１つ、やはり目玉だと思うのは、スライドの９のところの先ほど永谷様が説明くださった高次脳機能障害者支援センターを設置するというところです。恐らくはこれは東京都の今、都心障がやっていることにほかならないのかなというように思います。

さらに、協議会というのが新でありますでしょ、９スライドですね。この協議会は、恐らくは今日ここでお集まりになっている皆様方のこの連携調整委員会が母体になるのかなと思うのですけれども、さらに様々な教育の分野だとか、もう少し包括的な職種が集まってもよいのかなというような気がいたします。

もう一つは、病院ですね。医療機関を確保するというのが１３のスライドにあるのですけれども、ここでぜひ西田先生にお伺いをしたいのですけれども、医師会としてこの法律ができたということについて、我々としてはやはりたくさんの先生方に理解いただきたいということを願うわけです。この前、東京都医師会のほうで今動いている脳損傷者の車の運転、それについてはずっと医師会のほうでもできあがっているわけですけれども、医師会のいろんな先生方にこういう法律ができたということをお伝えいただきたいなというのが個人的な希望なのですけども、西田先生、何かコメントいただけますでしょうか。

○西田委員　恐らく、この法律の周知を図るのであれば、各地区医師会の、そうですね、障害福祉担当の理事を集めた連絡会みたいなものを開催するか、あとは地区医師会の会長会っていうのがあるのです。そういうところで少し周知を図る方法があるかと思うのです。その際は、やはり先生においでいただいて、ちょっとお話しいただいたほうがいいのかなという気はしております。ちょっと執行部の中で相談させていただいてよろしいでしょうか。ぜひ私もこれは周知しなくちゃいけないなと思って、先ほどから聞いておりました。

○渡邉座長　ありがとうございます。ご要望あれば、どうぞ言っていただければ、はせ参じたいと思います。ありがとうございます。

○西田委員　ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

○渡邉座長　ありがとうございました。
この法律について、今日、委員の先生方、皆様方、何かご不明な点があれば、どうぞ手を挙げていただければと思いますが、調布のドルチェ、今日来ていただいている田村様、いつもお世話になっておりますが。

○渡邉座長　ずっとドルチェという名前で高次脳機能障害支援、ずっとやってこられましたが、何かこの法律を通して、僕は個人的には十分、ドルチェ、ずっとやっているなという気がするんですけども、調布の中でこういう法律を契機に何か動きがある、あるいは過去のことを振り返りながら今後のプランニングだとかありますか。

○田村委員　ありがとうございます。
まず、法律のことに関して言うと、やはり当事者会の反応、家族会ですね、の反応っていうのが目立っていたなと思っています。多分勇気づけられたっていうことが背景にはあるのかなと思っているところです。
私たちドルチェのところでも、変わらずっていう言い方になってしまうのかなと思うのですけれども、運営方針の母体が社会福祉協議会っていうところになっていますので、もち

ろん高次脳機能障害者の支援に当たって専門性を身につけていくっていうのは当然のことなんですけども、地域を耕していくっていうことをやっていけるといいなと思っています。地域で高次脳機能障害者を支えられる仕組みですとか、地域そのものっていうのをつくり上げていくことっていうのが私たちの法人のミッションとも関わる部分かなと思いますので、さっき渡邉先生がおっしゃられたように、広く、例えば企業とかにも連携先としてつながってほしいなと思いますし、例えば企業がつながることで就労の体験とかっていうのが充実していくとか、そういった連携っていうのを模索していきたいなと思っているところです。

私からは以上になります。

○渡邉座長　ありがとうございます。非常にありがたい話でして、就労のために高次脳機能障害のことを就労先が理解していただくとありがたいなと思います。

決して法律ができたことを振りかざして患者さん家族が訴えることはないのですけれども、我々としても努力義務としてバックボーンに置いていければなと考えているわけですけれども、今日は世田谷のほうでも太田課長が来ていただいております。世田谷のほうの高次脳支援っていうのはいかがでしょうか。

○太田委員　ありがとうございます。実は、１月の末に関係施設に集まっていただいた連絡会というのを開催しまして、そこで都センターの守矢様にご出席いただいて、都の事業のご説明ですとか、あと、新法のお話をいただいたりとかして、大変ありがたいこと、お時間いただきました。その中で、その後にグループディスカッションをしたのですけれども、医療機関の方、あとは、支援者の方って、たくさん、６０人ぐらいご協力いただいて、参加を得ている連絡会なのですが、その中で、皆様方、やはり障害福祉サービスがよく分からないとか、あと、どういうところにつないだらいいのか分からないとか、当事者とか家族の方のご理解、そういった課題があるっていうことがいろんなグループから声が出されましたので、今後もそういう連絡会を開催して、東京都さんにもぜひご協力いただきながら内容を充実させながら、ぜひ世田谷区内のネットワークをつくっていって、何らか東京都さんのお手伝いに貢献できればなと今思って聞いておりました。以上でございます。

○渡邉座長　ありがとうございます。

もう一つ、青梅のほうからも北村課長、来ていただいておりますが、いかがですか。高次脳機能障害支援の現状、あるいは今後のことについて何かありますか。

○北村委員　お声かけいただき、ありがとうございます。青梅市の障がい者福祉課の北村と申します。青梅市のほうでも、高次脳機能障害につきましては、市のほうで、委託で行っております障がい者サポートセンターのほうでも、高次脳機能障害に関する支援、普及事業に

取り組んでおります。事業については今年度も従来どおりの活動を行っているとこではあるのですけども、また、今年度につきましては、先ほどの今年度の進捗状況にも関連してしまうかもしれませんが、地元にあります家族会の「なんてんの会」さんや、今お話しいただいておりますけれども、進藤先生のほうにもお世話になっておりますが、西多摩地域のリハビリテーション支援センターの共催で市民向け講演会なども開催しております。そういったところで、青梅市としても引き続き、今回の法律の施行にも合わせまして、周知に取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

○渡邉座長　分かりました。

今日、教育の中村課長がお休みなのですけれども、ぜひ、今回、厚労省からこの法律ができたことは、こども家庭庁のほうにもアナウンスがもちろん行っているわけです。そうすると、各地域の学校、教育関係のほうにも周知されているわけなので、それぞれの区市町村で教育機関との連携というのも、もちろん各支援拠点の病院もやらなきゃいけないのですけれども、そういう生活の場として学校との関係もこれから充実させなきゃいけないかなと思っているところがあります。

あと、もう一つ、今日来てくださっている職業センターの高椋様、当然、就労先という意味では重要な、大きな部分を占めているんですけれども、こういうことっていうのは、企業側にはこういう法律がこれから施行されるだとか、そういうアナウンスっていうのはどういうようになるんですかね、ご存じであれば。

○高椋委員　企業側には、そうですね、具体的に何か直接下りていくわけではないかなと思いますけれども、労働局の雇用率の達成指導なんかにも関連をしてくる部分かなと思います。職業センターの方をご利用されている方も、もともとは求める職、これから就職を探していきますっていう方の割合が多かったのですけれども、ここ数年はやはり復職に向けてご利用される方がどんどん増えてきております。それは、企業側がやはり雇い続けるっていうところを考えてくださる考えっていうのが強くなってきているところかなと思いますし、ご本人、ご家族とか支援者の方も、すぐに辞めるではなくて、ちょっと駄目もとでもいいから１回相談しようっていう意識が高まってきているところかなと思います。大きい会社は、やはり法の整備とかに詳しいですし、企業イメージとかもあるので、もともと真摯に取り組んでいただいているのですけれども、小さい企業にお勤めの方なんかが、やはり雇用率にも引っかかってこないところで、人数も少ないと会社に戻るっていうことが迷惑になるんじゃないかっていうことで、ご本人も気兼ねされるようなところがちょっと非常に心苦しいなと相談の中で思うところなのですね。そういうところが今回の法整備なんかでもう一つ背中を押せるような背景になっていくと非常にありがたいなと思っております。

○渡邉座長　ありがとうございます。

今、高次脳機能障害のある方の就職市場って言いましょうかね、それっていうのは結構上がっているんですか。

○高椋委員　高次脳機能障害の方の就職の数っていうのも上がっています。上がっていますけども、企業としては、新しい人を採るよりは、もともといた人をできれば活かしたいなっていうところで、踏みとどまって考えてくださるパターンが増えているようには感じております。

○渡邉座長　去年の春から高次脳の算定が０．５点だったかな、増えるようになったじゃないですか。１週１０時間以上で０．５かな。企業としては、ああいうのを見て、高次脳機能障害のある方を積極的に雇おうみたいな、そういうのってあるのですか。

○高椋委員　短時間雇用のところがちょっとまだ成果として顕著には見えてきていないのですけれども、ああいう雇用形態の中で、ちょっと企業がチャレンジしてみようかなっていう、ハードルが下がっているっていうのは事実だと思います。

○渡邉座長　ありがとうございました。
高次脳機能障害者支援法についてお話をいただいたわけですけども、これから、恐らく３月ぐらいからよりメディアで取り上げられてくると、より都民の方も、ああ、こういうものについて関心が出てき、各市区町村で訪れる人も増えるかもしれないというような気がいたします。
いかがでしょうか、委員の皆様方、ほかにご意見ありますか。
どうぞ。

○守矢課長代理　法制度とはちょっと違うのですけれども、中央社会保険医療協議会の総会、１月２３日より抜粋の参考資料４があるのですが、ここにも回復期リハビリテーション病棟における高次脳機能障害者に対する退院支援の推進っていうものが今議論されているっていうものがありまして、医療機関に広めていくことと、退院支援っていうことで地域との連携というところも関わってくるかなと思うのですけど、ここのことについて、堀田先生が回復期病院の先生なので、ご説明というか、福祉関係者にも分かるようにちょっと説明していただけると助かるなというところなのですけど、渡邉座長、いいですか。

○渡邉座長　堀田先生。

○堀田委員　施設基準に入ったという話なので、特別、例えばうちの病院とかでいえば新しいことは何もないのですが、他でやってないところがたくさんあるかなというイメージで

受け止めております。ということで、特別なことは何もしてない状況ですけども、これ、施設基準ですよね。

○渡邉座長　ありがとうございました。
　堀田先生のところはもともとそういうところに視点があるのでよいということなのですが、要するに回復期で退院支援するときに、高次脳機能障害のある方にはちゃんと目を配り、支援しないとお金は下ろさないよみたいな、そういう縛りが入っているじゃないかなと思いますね。

○守矢課長代理　回復期リハビリテーション病棟ってなっているんですけど、急性期の病院は何も関係がないっていうことですか。

○渡邉座長　書いてない。入ってない。でも、これは、またこういうのって、これから３年間で多分見直していくのじゃないかなっていうふうに思いますよね。
　いかがでしょうか、よろしいですか。
　支援法ができて、今日、今井ＴＫＫ理事長、この法律ができたことの何か感想いかがでしょうか、今井さん。今井理事長。

○今井委員　私も傍聴していて、涙を流して喜びあっていました。すごく皆さん、やはり支援法ができたっていうことで喜んできていたんですけど、さあ、これからだよねって。今までは議員さんたちがいろいろやって、ここまでは、通すところまでは議員さんたちで頑張って、政治の方でやってもらうけど、これからが私たちの出るところだよねっていうので、とにかく予算が組めてないっていうか、従来どおりのお金でしか動いてないので、予算がないとできないっていうところがあるのかしら。なので、そういう意味では、それを、こういうことが必要だからもっと予算を増やしてみたいなことを現場からの意見が必要かなっていうことは片岡理事長なんかも言っていました。
　それで、私、ちょっと支援法ができたことだけではなくて、この制度の中で、東京都って、都心障だけが拠点になっていて、１２医療圏で分けていって、全然ほかの道府県とは違うじゃないですか。仕組みの中では大きくて、そういう中でＴＫＫとして要望書なんかを取るときに、やはり東京都の中での地域差っていうのをすごく感じているのですね。そういうときに、都心障からまたそれぞれの１２医療圏の中で拠点病院になっているところが支援センターみたいになるんですかね。それとか、私なんかは世田谷になるので、世田谷の中で９３万人の人口を抱えた中での支援センターみたいなのが必要なのかなとか、何かちょっと私の中だけの理解が足りないのかもしれないけれども、その辺を東京都としてはどう考えてらっしゃるのかっていうのをちょっと聞きたいなと思っております。

○渡邉座長　永谷課長代理。

○永谷課長代理　そうですね、今の話っていうのは、高次脳機能障害者支援センターについて、都心障だけではなくて、ほかにも指定していけないかというお話なのですかね。

○今井委員　ほかの県なんかだと、私なんか世田谷だと９３万人っていうと、小さな県よりは多いのですね、人口が。そういう中での動きを考えると、今のまんまで広くやっていて、１２医療圏の拠点病院がまた支援センターっていうふうに名乗りを上げるのか、どうするのかなと思っているのです。見えてこない部分があったり、家族会の中でもやはり見えてこないし、それから、ほかの自分がいるところ以外の１２医療圏のところの動きや何かがまだちゃんと把握できていなくて、ＴＫＫとして全体的に要望書を立てるときにも、やはりあまりにも地域差があり過ぎて、自分たちが要望を出しているときに的を射ているのかどうかっていう部分がすごく不安になることがあるので、その辺の何か、それこそ連携と情報共有とか、そういうことをどういうふうにまとめていくのかなっていうのが難しいかなと思っているんです。都心障の発表、報告でそれぞれの会議はなさっているけれども、じゃあ、家族会や実際に支援している人たちとどういうふうに連携できて、情報共有していくのだろうかっていうのがとても見えてこない部分です。

○永谷課長代理　ありがとうございます。基本的には、申し訳ありません、今の時点で都の対応方針、ちょっと私のほうから明確に申し上げることができないのですけれども。

ただ、家族会との連携っていうのは、先ほどの地域支援協議会、そちらの方でも記載されていることでございますし、そこの家族会との連携っていうのは、今もこの連携調整委員会をはじめ、行わせていただいておりますが、今後についてもそこの連携っていう視点は当然しっかりと持っていきたいと思っているところです。今の時点で支援センターをどうするのかとか、そういったところは、今は申し上げられないのですけれども。

○今井委員　もちろん、ごめんなさい、重々その辺は分かっています。

○永谷課長代理　ただ、東京都では、先ほど申し上げたとおり、重層的な構造で、心障センターさんが今も支援拠点機関ではございますけれども、決してそこだけで全部を見ているということではなくて、それぞれ圏域でも見ているし、区市町村にも支援員を置いて支援しているという、そういった３層構造になっておりますので、その中で、もちろん地域差があるのではないかというご指摘もあるのかとは思うのですけれども、都全体として充実した高次脳機能障害者支援につなげていければなというところでは考えております。また、我々の対応方針等決まりましたら、いろんなところでアナウンスさせていただければと思いま

すので、よろしくお願いします。

○今井委員　ありがとうございました。

○渡邉座長　確かに世田谷は大きな団体なので、世田谷は梅ヶ丘があったり、いろんなところ、４つぐらいに分かれていましたかな、区域がね。恐らくその区域があって、梅ヶ丘が中心となって４つぐらいの区域をまとめながら、高次脳機能障害支援に当たるというようなものになるのじゃないかなという。

お時間になりましたが、よろしいでしょうか。

それでは、議事は一応これでおしまいということにいたしますけれども、各委員から何かご報告、情報提供があればということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。この機会にお伝えしたいことがあればどうぞお願いいたしますが、今井委員から提出資料があるということで聞いていますが。

○今井委員　提出資料は出していて、お読みいただければ、２０２５年度の実績で書いてあります。この前もお話ししましたけれども、相談支援がやはり減ってきているなっていう感じがしています。ただ、いらっしゃる方の内容が非常に重い話で、なかなかすんなりアドバイスっていう形にならないで、渡邉先生や秋元先生がいらしてくださっていて助かっているのですけれども、相談支援、今年もやりますので、多分一緒に資料として、後援名義をまだちゃんと承認されていないので、印刷はできませんけれども、２０２６年度も６回の予定を立てていますので、これで皆さんのとこにお届けする予定になっております。直近が５月２４日なので、そろそろやらなければいけないなと思っています。

それから、アプローチ講習会も去年の段階で全１００回を超え、１００回からまたカウントし始めているぐらいですが、ピアサポートの問題とか、親亡き後の問題とか、それからやはり高次脳のこととか就労の支援、それから地域での高次脳機能障害の支援みたいなことでフラットなお話があったりとか、いろいろやっていて、後で全部感想や何か載せてありますので、それぞれ役割、皆さんの思いが分かっていて、今後の支援の仕方が参考になるかなと思っています。

それで、これ、前はちゃんとした慈恵医大の講堂を借りて、実際で対面でやっていたのですけれども、皆さんのご意見だとやはりＺｏｏｍがいいという話なので、今後はＺｏｏｍでやっていくことになると思います。以上です。

○渡邉座長　ありがとうございました。

ほかに委員の皆様方、ご報告内容ありますか。アナウンス内容ありますか。よろしいでしょうか。いいですか。

そうしましたらば、議事はこれで終了ということになります。

事務局から何かありましょうか。

○守矢課長代理　参考資料の説明だけをさせていただいてもよろしいですか。

○渡邉座長　どうぞ、お願いします。

○守矢課長代理　参考資料の説明になります。参考資料の１は、当委員会の設置要領になっております。参考資料の２は、前回、第３７回高次脳機能障害者相談支援体制連携調整委員会の会議録となっております。内容確認がまだの委員の方もいらっしゃいますので、内容確認の上、修正等あればご連絡いただければと思います。そして、参考資料の３は、令和７年度高次脳機能障害支援普及事業関東甲信越ブロック・東京ブロック合同会議の報告となっております。後ほどお読みいただければと思います。参考資料４は、先ほど堀田先生にご説明していただきましたので省略させていただきます。

参考資料については以上になります。

○渡邉座長　ありがとうございました。

ほかにご意見がなければ本日の委員会は以上となります。

事務局から連絡事項ありますか。

○和田課長　ありがとうございます。本日は長時間にわたり貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

次回の連携調整委員会につきましては、国の説明会の内容を踏まえて、現在、事務局において対応方針を検討しているところでございます。そのため、現時点では本日の場において明確な方針をお示しする状況には至っておらず、日程につきましても確定的なご案内ができない状況でございます。以前、連携調整委員会の候補日として６月３０日が上がっていたところではございますが、国は協議会等の新しい枠組みを示している状況でございますので、具体的な方向性や日程が固まり次第、改めて事務局からご案内させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了させていただきます。

渡邉座長、委員の皆様には、１年間にわたり多大なるご尽力を賜り、心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございました。